

事 務 連 絡
令和6年11月19日

県内の医療措置協定締結薬局 御中

兵庫県保健医療部疾病対策課
感染症対策推進班

感染症対応に係る薬局の研修等について

平素は、本県の感染症対策行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年、貴局と県で締結しました「医療措置協定」により、協定を締結した薬局には、年1回以上、感染症に関する「①研修」「②訓練」「③対応の流れの点検」の実施をお願いしているところです。

今般、厚生労働省から別添2のとおりその実施についての周知依頼がありました。これを受け、県薬剤師会のご協力を得て、本県における取扱いを下記のとおり定めましたので、各薬局におかれては、今年度末（令和7年3月31日）までの実施をお願いします。

なお、令和7年度以降の実施方法については、変更される可能性があり、改めてお知らせしますので、ご注意ください。

記

1 「①研修」の実施方法

県薬剤師会のホームページに掲載の研修プログラムを受講願います。

受講方法等の詳細は、別添1（一般社団法人兵庫県薬剤師会災害・公衆衛生部の案内文）をご覧ください。

※ 非会員も受講可能となっています。

※ （一社）兵庫県薬剤師会又は各支部が主催する新興感染症に関する研修会に参加された場合は、研修受講済みとなります。（但し、参加者名簿等により主催者において研修会の出席者の確認ができるものに限りです。）

2 「②訓練」の実施方法

下記のいずれかにより実施願います。

- (1) 1の研修プログラムのうち「4. 個人防護具の適正使用」の受講と合わせて自局内でPPEの着脱訓練を行う。
- (2) （一社）兵庫県薬剤師会又は各支部が主催する新興感染症に関する研修会においてPPEの着脱訓練等を行う。

- ※（１）（２）ともに、映像を見るだけではなく、新興感染症発生・まん延時に感染症患者対応を行う薬剤師等が、実際に着脱訓練等を実施する必要があります。
- ※（２）は、参加者名簿等により主催者において訓練の実施者の確認ができるものに限ります。

3 「③対応の流れの点検」の実施方法

各薬局において、新興感染症発生・まん延時の対応の流れを点検願います。日々の業務の中で必要な感染対策を確認されている場合も該当となります。

【問合せ先】

兵庫県疾病対策課

TEL 078-362-3264

MAIL shinkou-kansen@pref.hyogo.lg.jp

令和 6 年 10 月 28 日

保険薬剤師 各位

一般社団法人兵庫県薬剤師会
災害・公衆衛生部研修プラットフォームにおける感染対策に関する研修
(令和 5 年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業)について

平素は、本会の会務運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記研修についてご案内いたします。改正感染症法に基づく第二種協定指定医療機関として協定を結ばれた薬局は新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、関係機関の連携協力による外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずるものとなっております。

そのため、第二種協定指定医療機関に所属する保険薬剤師は 1 年に 1 回以上感染症に関する「研修」、「訓練」と「日常的な点検」を行うことになっています。日本薬剤師会より感染症の“研修”の部分にあたる講義を兵庫県薬剤師会の WEB 上からご利用いただけるように準備が整いました。受講期間等につきましては以下をご確認ください。

なお、先日開催しました兵庫県薬剤師会 災害・公衆衛生部主催の感染症に関する研修会に関しては研修受講修了で第二種協定指定医療機関の感染症の「研修」の部分は満たされています。今後受講される研修は、管理簿等に誰がいつどのような研修をうけたのか記録し、修了証等が出た時はきっちり保管しておいてください。訓練に関しては先日、PPE の脱着訓練を実施しました。今後も、兵庫県薬剤師会で実施できるよう準備中です。準備が整うまでお待ちください。

記

研修名： 【令和 5 年度厚労省事業】感染対策に関する研修プログラム
受講期間： 令和 6 年 11 月 1 日（金）～ 令和 7 年 3 月 31 日（月）
受講方法： 兵庫県薬剤師会ホームページから受講ください
[会 員] トップページ>会員サイト>研修会・講習会>研修を探す
[非会員] トップページ>非会員・薬学生>非会員の方はこちら
>研修会・講習会>研修を探す

以上

令和5年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業
感染対策に関する研修プログラム

研修項目	学ぶべき事項	達成目標	研修時間
1. 標準予防策と経路別予防策	1) 標準予防策の概要 2) 感染経路別予防策の概要	1) 標準予防策及び感染経路別予防策の具体的な方法について理解し、説明及び実践できる。	30分
2. 洗浄・消毒・滅菌	1) 洗浄、消毒、滅菌、清掃の基本的事項（定義、ス波尔ディングの分類など） 2) 洗浄、消毒、滅菌の種類と方法	1) 洗浄、消毒、滅菌、清掃の基本的な事項について説明できる。 2) 洗浄、消毒、滅菌、清掃について、方法と特徴を理解し、実践できる。	30分
3. 血液粘膜曝露対策	1) 針刺し・切創等の血液・体液曝露対策	1) 各種の鋭利器材の取扱い、受傷・曝露が生じた場合の対処法を実践できる。	30分
4. 個人防護具の適正使用	1) 個人防護具（マスク、グローブ、フェイスシールド、ガウン等）の適正使用	1) 個人防護具の適切な使用方法を理解し、実践できる。	40分
5. ワクチンによる感染症の予防	1) ワクチンの分類 2) ワクチンで予防可能な疾患 3) ワクチンによる副反応	1) ワクチンの基本的な事項（分類、日本で接種可能なワクチンの種類、副反応、キャッチアップ接種）を理解し、説明できる。	20分
6. 感染微生物と検査	1) 感染微生物の検査方法 2) 検査結果の意義	1) 感染微生物の検査方法の特徴を理解し、説明できる。 2) 「検査精度」、「検査前確率」を理解し、検査を行う意義を説明できる。	20分
7. アウトブレイク対策	1) アウトブレイクの原因となる代表的な病原体 2) アウトブレイク対策	1) アウトブレイクの原因となる代表的な病原体の特徴を理解し、説明できる。 2) アウトブレイク対策を理解し、実践できる。	20分
8. 抗菌薬適正使用と AMR 対策アクションプラン	1) 薬剤耐性細菌の現状と問題 2) 薬剤耐性細菌の対策	1) 薬剤耐性菌の現状と問題を理解し、説明できる。 2) 薬剤耐性細菌の対策として、抗菌薬の適正使用と感染対策が重要であることを理解し、実践できる。	20分
9. 感染対策における平時及び緊急時の医療機関や行政等との連携	1) 新興感染症等の発生・まん延に備えるための制度 2) 新興感染症等の発生・まん延時における医療機関等に求められる役割	1) 新興感染症等の発生・まん延に備えるための制度を理解し、説明できる。 2) 新興感染症等の発生・まん延時に求められる薬局の役割を理解し、実践できる。	20分
			計 230分

事務連絡
令和6年10月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局総務課

感染症対応に係る薬局の研修について

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3に規定に基づき、平時から都道府県と薬局との間で、自宅療養者等への服薬指導等の感染症対応に係る協定を締結する仕組みが法定化されたところです。

当該感染症対応に係る薬局の研修については下記のとおりですので、貴管下薬局、関係団体、関係機関等に周知いただくとともに、改正法の円滑な施行に向けて、引き続きご協力をお願いします。

なお、本事務連絡については、医政局地域医療計画課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 研修の資材について

薬局において、新たな新興感染症等の発生・まん延に備えて、必要な体制を確保するためには、薬局に従事する薬剤師等が一般的な感染対策に加え、新型コロナウイルス感染症や新興感染症への感染対策に必要な知識及び技能を習得することが必要です。

そのための研修の資材について、令和5年度厚生労働省事業「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」により公益社団法人日本薬剤師会が作成し、今般、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansenshokensyu_yakkyoku_00001.html）に掲載いたしましたので、お知らせします。

2 研修の周知について

当該研修は、地域の薬局における一般的な感染対策に加え、新型コロナウイルス感染症や新興感染症への感染対策に必要な知識及び技能の習得を推進するために実施されるものであり、薬局に従事する薬剤師等に対し、上記1の研修資料の内容が含まれている研修を積極的に実施または受講させていただくよう、管下の薬局等に対し、周知をお願いします。

なお、上記1の研修資料を活用した薬局向け研修については、各都道府県薬剤師会等において、実施に向けて調整中であることを申し添えます。

以上